

目次

前文

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民(第6条～第9条)

第2節 議会(第10条～第12条)

第3節 市長等

第1款 市長等(第13条・第14条)

第2款 行政運営等(第15条～第18条)

第3款 区(第19条～第22条)

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営(第23条～第27条)

第2節 参加及び協働による自治運営(第28条～第32条)

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条)

第4章 国や他の自治体との関係(第34条)

附則

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的

とします。

(位置付け等)

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

(1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。

(2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。

(3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

(1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。

(2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。

(3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによつて、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

(1) 市政に関する情報を知ること。

(2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。

(3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。

(4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

- 2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

- 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断を行うことにより議会在前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。

- 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

- 2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。
- 3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

- 2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。
 - (1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
 - (2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。
 - (3) 市民からの提案等に的確に応答すること。
 - (4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
 - (5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
 - (6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。
- 3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。
- 4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限りません。)又は当該出資法人(市長が所管するものを除きます。)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

- 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。
- 3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

- 2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとしめます。
- 3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

(苦情、不服等に対する措置)

第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

(区及び区役所の設置)

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処

理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

(1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。

(2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するように努めること。

(3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成される会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するように努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第31条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。)をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

(目的及び設置)

第1条 区民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。)の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

(名称)

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区民会議の委員に応募した者
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めたる者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(区民会議参与)

第9条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第10条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関と

の連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第11条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附属機関等の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長の附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置等について、準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置するものをいう。

2 この要綱において、「協議会等」とは、法律又は条例の規定に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により設置するものをいう。ただし、次に掲げる「協議会等」については、除外するものとする。

- (1) 市職員のみを構成員としたもの
- (2) 自治体、関係機関等の団体が構成員となり組織され、会員の会費により運営されている協議会等で、市の機関内部に事務局が置かれているもの
- (3) 協議会等の運営を市民が主体となって行っている市民（住民）組織的な性格を有するもので、協議会等の事務局のみが市の機関内部に置かれているもの
- (4) その他この要綱の対象とすることが不適当なもの

(附属機関等の設置)

第3条 附属機関等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の所掌事務は、設置目的及び審議事項が類似する附属機関等の設置を防ぐため、できるだけ広範囲のものとし、その運営に当たっては、分科会又は部会を設置して弾力的、機能的な運営を図るものとする。
- (2) 附属機関等の設置については、行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限るものとする。
- (3) 附属機関等の委員の数は、20人以内とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 臨時的な附属機関等については、設置期限を明示するものとする。
- (5) 協議会等の設置の際には、その名称には、審議会、審査会、調査会など附属機関と紛らわしい表現は用いないものとする。

(附属機関等の委員の選任)

第4条 附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。
- (2) 女性の登用については、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」（平成2年6月1日施行）によるものとする。
- (3) 市職員は、法令に定めがある場合及び附属機関等の性質に照らしやむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。
- (4) 市退職職員は、当該附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者など特別な事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないものとする。

(5) 市議会議員は、法令に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないものとする。

(6) 委員の在任期間は、委員就任時において通算して 10 年を超えないものとする。

(7) 同一人を委員として選任できる機関の数は、5 機関までとする。

2 前項第 6 号及び第 7 号の規定については、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。

(1) 当該附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者及びこれらに準ずると認められる者である場合

(2) 専門的な知識、経験を有する者が他に得られない場合など特別な事情があると認められる場合

(委員の公募)

第 5 条附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、公募により選任された委員が含まれるよう努めるものとする。

(附属機関等の見直し)

第 6 条既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

(1) 目的が既に達成されているもの

(2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの

(3) 活動が著しく不活発なもの

(4) 他の行政手段等により代替可能なもの

(5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似又は重複しているもの

(6) その他行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

2 過去 5 年以上委員が任命されていない附属機関等及び設置後 10 年以上経過した附属機関等については、前項に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

(調整事項)

第 7 条各局(室)区(以下「局」という。)庶務担当課長は、当該局の附属機関等の設置等に関し、次の事項の調整を行うものとする。

(1) 設置、廃止及び統合に関すること。

(2) 委員の選任に関すること。

2 各局長は、新たに附属機関等を設置する場合又は既に設置されている附属機関等を廃止若しくは統合する場合には、行財政改革室を經由して総務局長に協議するものとする。

(雑則)

第 8 条地方自治法第 174 条の規定に基づき、川崎市専門委員設置規則により設置されている専門委員についても、この要綱の趣旨にのっとり、適正な運用を図るよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条及び第 5 条の適用については、附属機関等の委員の改選時から適用する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 2 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市附属機関等の委員公募実施指針

(目的)

第1条 この指針は、附属機関等の設置等に関する要綱(9川総行推第29号・9川総人第99号。以下「要綱」という。)第5条に規定する附属機関等の委員の公募制の導入に当たり、当該委員の公募方法等について、附属機関等を所管する各局(室)区(以下「所管局」という。)の準拠すべき必要な事項を定めることを目的とする。

(公募制の対象となる附属機関等)

第2条 委員の公募制の導入は、附属機関及び協議会等(以下「附属機関等」という。)の委員の構成として、市民又は市民代表(団体の代表者を委員とすることを予定しているものを除く。以下同じ。)と定めるものを対象とする。

2 公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の2割以上となるように努めるものとする。

(申込者の資格)

第3条 委員の公募に申し込むことができる者の資格を次のとおり定めるものとする。

- (1) 原則として年齢20歳以上の者
- (2) 原則として本市に引き続き1年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 市職員でない者。ただし、市退職職員は申し込むことができる。
- (5) その他必要と認める事項

(公募方法等)

第4条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について市政だよりへの掲載、掲示その他広報媒体を利用する等の方法により広く周知を行うものとする。

- (1) 附属機関等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 申込者の資格
- (3) 公募人数
- (4) 選任の時期及び任期
- (5) 申込方法及び申込期限
- (6) 選考方法
- (7) 小論文のテーマ
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要と認める事項

2 前項の市政だよりへの掲載等は、申込期限までに適当な時間的な余裕をもって行うものとする。

(申込書等)

第5条 申し込もうとする者から原則として市販の罫紙、便せん等の用紙に次に掲げる事項を記載したもの(様式は、自由とする。以下「申込書」という。)に小論文(800字程度のもの)を添付して提出してもらうものとする。

- (1) 申し込む附属機関等の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (3) 現在の職業

- (4) 市民となった日
 - (5) 職歴（主なもの）
 - (6) 活動経験（福祉、環境等のボランティア活動、青少年等の団体等での活動、市政モニター等の主な活動経験）
 - (7) 申し込んだ理由（簡潔に記載したもの）
- 2 申込書及び小論文は、返却しないものとする。
（選考の方法等）

第6条委員の選考は、申込書及び小論文による書類選考、抽選等により行う。

- 2 前項の選考は、所管局に設置する選考委員会をもって行うものとする。
- 3 選考の結果について、当該申し込んだ者に通知するものとする。

（特例）

第7条公募を行った場合において、次に掲げるときは、原則として再公募とする。ただし、日程等に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申込みがなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定による選考の結果、該当者がなかったとき。
- (4) 申込者数が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）
- (5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）
- (6) 前条第1項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）

（状況報告）

第8条所管局の長は、毎年度1回、前年度の公募の実施状況について、総務局長に報告するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この指針は、決裁の日（平成9年7月23日）から施行する。

附則

この指針は、平成14年2月1日から施行する。

附則

この指針は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、市民生活に重要な政策等を定めるに当たり、パブリックコメント手続を実施することにより、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図り、もって市民自治の確立及びより開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ者又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体
- (2) パブリックコメント手続 市民その他関係者から、政策等の案(定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)についての意見(情報を含む。以下同じ。)を募るための手続
- (3) 策定機関 市長その他の執行機関、消防局(消防署を含む。)、水道局、交通局若しくは病院局又はこれらに置かれる機関(以下「市の機関」という。)であって、政策等を定めるもの
- (4) 政策等 策定機関が定める次に掲げるもの(議会の議決を要するものについては、その案を含む。)をいう。
 - ア 行政計画(市の総合的な計画、市の部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画、方針等をいう。以下同じ。)
 - イ 条例等(市の条例並びに市長その他の執行機関の規則及び規程並びに企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程をいう。)(処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。))の要件を定める告示を含む。以下「規則等」という。)をいう。以下同じ。)
 - ウ 審査基準(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))並びに神奈川県条例及び同県の知事その他の執行機関の規則(以下これらを「法令」という。)並びに条例等に基づき、行政庁の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下この号において「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものについて、求められた許認可等をするかどうかをその法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)
 - エ 処分基準(行政庁が、法令又は条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分(以下この号において「不利益処分」という。)をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて、その法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)
 - オ 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し、行政指導(市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。)をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)

(政策等を定める場合の一般原則)

第3条 策定機関は、政策等を定めるに当たっては、市民の福祉の増進を目的として、当該政策等がこれに関係する法規の趣旨に適合し、及び相互に関係する政策等との整合が図られるものとなるようにしなければならない。

2 策定機関は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済環境の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

(適用除外)

第4条 次に掲げる政策等を定める場合は、この条例の規定(前条の規定を除く。)は、適用しない。ただし、策定機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市の条例の施行期日について定める市長の規則

(2) 恩赦について定める条例等

(3) 法令又は市の条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則等(市民その他関係者に重大な影響を与えるものを除く。)

(4) 市の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める政策等

(5) 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める条例等

(6) 市の職員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに市の職員間における競争試験について定める条例等

(7) 納付すべき金銭について定める条例等並びに審査基準、処分基準及び行政指導指針(以下「審査基準等」という。)

(8) 市の会計、予算、決算及び契約について定める条例等(入札の参加者の資格、入札保証金その他の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項について定めるものを除く。)

(9) 市の財産の管理について定める条例等及び審査基準等(市が財産を交換し、出資の目的とし、支払手段として使用し、譲渡し、貸し付け、若しくは信託し、又は私権を設定することについて定める条例等及び審査基準等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項について定めるものを除く。)

(10) 監査委員又は外部監査人による監査の実施について定める条例等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の39第1項又は第252条の43第1項の規定に基づく規定を除く。)

(11) 法令又は市の他の条例の規定によりパブリックコメント手続に準じた手続を実施して定めることとされている政策等

(12) 地方自治法第74条第1項の請求を受けて議会に付議する市の条例

(13) 地方自治法第180条第1項の規定により議会から専決処分の指定を受けた事項に係る市の条例

(14) 審査基準等であって、法令若しくは条例等の規定により若しくは慣行として、又は策定機関の判断により公にされるもの以外のもの

(パブリックコメント手続)

第5条 策定機関は、政策等を定めようとする場合は、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)その他意見を求める上で必要な事項を定め、パブリックコメント手続を実施しなければならない。

2 前項の規定により公表する政策等の案は具体的かつ明確な内容のもの及び当該政策等の題名を明示するものであり、同項の規定により公表する資料は当該政策等を定める理

由を明示するものでなければならない。

- 3 意見提出期間は、第1項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。ただし、策定機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。
 - (2) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等又は審査基準等を定めようとするとき。
 - (3) 法令又は国若しくは神奈川県等の機関の審査基準等と実質的に同一の条例等又は審査基準等を定めなければならないとき。
 - (4) 他の策定機関がパブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
 - (5) 政策等(審査基準等を除く。以下この号において同じ。)が相互に密接な関係を有する場合で、一方の政策等を定めるに当たりパブリックコメント手続を実施した後に当該政策等を踏まえた他方の政策等を定めようとするとき。
 - (6) 法令又は市の条例の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める条例等を定めようとするとき。
 - (7) 政策等を定める根拠となる法令又は行政計画若しくは条例等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該政策等の廃止をしようとするとき。
 - (8) 法令又は他の行政計画若しくは条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他のパブリックコメント手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする政策等を定めようとするとき。

(パブリックコメント手続の特例)

第6条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施しようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該パブリックコメント手続に係る政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

- 2 策定機関は、その設置した審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施したときは、前条第1項の規定にかかわらず、自らパブリックコメント手続を実施することを要しない。

(パブリックコメント手続の周知等)

第7条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施する場合は、市民その他関係者に対し、その実施の予告を行うこと等により周知を図るよう努めるとともに、関連する情報の提供に努めなければならない。

(提出意見の考慮)

第8条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に当該策定機関に対し提出された当該政策等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分考慮しなければならない。

(結果の公表等)

第9条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布(公布をしない政策等にあつては公にする行為、議会の議決を要する政策等にあつては議案の提出。以下同じ。)と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名
- (2) 政策等の案の公表の日
- (3) 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)
- (4) 提出意見を考慮した結果(パブリックコメント手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。)及びその理由

2 策定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該策定機関の事務所等における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

3 策定機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。

4 策定機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととした場合は、その旨(別の政策等の案について改めてパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。)並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

5 策定機関は、第5条第4項各号のいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同項第1号から第3号までのいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかでないときに限る。

- (1) 政策等の題名及び趣旨
 - (2) パブリックコメント手続を実施しなかった旨及びその理由
- (準用)

第10条 第8条の規定は第6条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第6条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合について、前条第4項の規定は第6条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第8条中「当該策定機関」とあるのは「審議会等」と、前条第1項第2号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「審議会等が政策等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「パブリックコメント手続を実施した」とあるのは「審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(公表の方法)

第11条 第5条第1項並びに第9条第1項(前条において準用する場合を含む。)、第4項(前条において準用する場合を含む。)及び第5項の規定による公表は、インターネットの利用により行うとともに、必要に応じ、策定機関の事務所等における資料の備付けその他の適当な方法により行うものとする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 策定機関は、政策等を定めようとするときは、この条例の施行前においても、この条例の規定の例によることができる。この場合において、この条例の規定の例により実施した手続は、この条例の適用については、当該策定機関がこの条例の規定により実施したものとみなす。
- 3 前項の規定の適用がある場合を除き、策定機関がこの条例の施行の日から起算して60日以内に公布をする政策等については、この条例の規定は、適用しない。

(目的)

第1条 この条例は、市政に係る重要事項について、住民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第31条第1項に規定する住民をいう。以下同じ。)に直接意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

(市政に係る重要事項)

第2条 住民投票に付することができる市政に係る重要事項(以下「重要事項」という。)は、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であつて、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとする。

2 前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあつては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。

- (1) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
- (2) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
- (3) 専ら特定の地域に関する事項
- (4) 市民(川崎市自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。)が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項
- (5) その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 本市の外国人登録原票(以下「登録原票」という。)に登録された日(他の市町村から本市の区域内に居住地を変更した者で外国人登録法(昭和27年法律第125号)第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けたものについては、当該申請の日)から引き続き3箇月以上本市の登録原票に登録されている者であつて、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において登録原票に登録された日から引き続き3年を超えて登録原票に登録されているもの(同表の永住者の在留資格をもって在留する者にあつては、3年を超えて登録原票に登録されていることを要しない。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法

(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定(以下「選挙法規定」という。)により選挙権を有しない者

- (2) 前項第1号の規定に該当する年齢満18年以上20年未満の者及び同項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

(発議又は請求)

第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができる。

2 議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。

(発議又は請求の形式)

第5条 前条第1項から第3項までの規定による発議又は請求に当たっては、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

(代表者証明書の交付等)

第6条 第4条第1項の規定により実施を請求しようとする代表者(以下「代表者」という。)は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の10分の1の数(以下「必要署名者数」という。)を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

(署名等の収集)

第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿(以下「署名簿」という。)に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等(署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。)を求めなければならない。

2 署名簿は、区ごとに作製しなければならない。

3 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、神奈川県議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙(以下「選挙」という。)が行われることとなるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第5項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。

- 4 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から2箇月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった区域内においては、その期間は、同項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から62日以内とする。

(署名簿の提出等)

第8条 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、代表者は、前条第4項に規定する期間の満了の日(同項ただし書の規定が適用される場合には、市の区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から5日以内にすべての署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したものを)を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条第1項に規定する審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

(審査名簿の調製)

第9条 市長は、前条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合においては、同条第2項の規定により却下するときを除き、規則で定めるところにより、審査名簿(第6条第2項の規定による代表者証明書の交付の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から5日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。
- 3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、前項に規定する閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。

(署名等の審査)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から60日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 3 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決

定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

- 5 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。

(議会への協議)

- 第11条 市長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に協議を求めなければならない。

(住民投票の実施)

- 第12条 市長は、第4条第2項の規定による請求を受けたとき、又は前条に規定する協議を経たときは、住民投票を実施するものとする。ただし、当該協議の結果、議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により住民投票を実施するときは、速やかに代表者に通知し、その旨を告示しなければならない。同項ただし書の規定により住民投票を実施しないときも同様とする。

- 3 市長は、前項前段の規定による告示の日から60日を経過した日後初めて行われる市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とするものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、住民投票に付されている事項(以下「付議事項」という。)の緊急性その他の理由により同項に規定する選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とすることが困難であると市長が特に認めるときは、当該選挙の期日と異なる日を住民投票の期日とすることができる。

- 5 市長は、住民投票の期日の少なくとも9日前までにその期日を告示しなければならない。

- 6 前項の規定による告示の日以後、市長が特に必要と認めるときは、住民投票の期日を変更することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を告示し、変更後の住民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

(情報の提供)

- 第13条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。

(住民投票運動)

- 第14条 第17条に規定する投票管理者及び第24条に規定する開票管理者は、在職中、その関係区域内において、付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為(以下「住民投票運動」という。)をすることができない。

- 2 第21条第2項に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。

- 3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができない。

- 4 第12条第2項前段の規定による告示の日から当該告示に係る住民投票の期日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者(候補者届出政党(公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による

届出をした政党その他の政治団体をいう。)、衆議院名簿届出政党等(同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)又は参議院名簿届出政党等(同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)を含む。)がする選挙運動(同法第13章の規定に違反するものを除く。)又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動(同章の規定に違反するものを除く。)が、住民投票運動にわたることを妨げるものではない。

- 5 住民投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
 - (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為
 - (3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為
(投票資格者名簿の調製)

第15条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿(第12条第5項の規定による告示の日の前日(同条第6項の規定により住民投票の期日を変更する場合にあっては、市長が別に定める日)現在(投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在)の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。

- 2 投票資格者名簿は、次条の規定により設ける投票区ごとに編製しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日として住民投票を実施する場合にあっては、公職選挙法第19条に規定する選挙人名簿(以下「選挙人名簿」という。)に登録されている者に係る投票資格者名簿は、当該選挙人名簿をもってこれに代えることができる。
- 4 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、規則で定める期間、投票資格者(投票資格者名簿に登録された者に限る。)からの申出に応じ、規則で定めるところにより、投票資格者名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。
- 5 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 6 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 7 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票区及び投票所)

第16条 投票区及び投票所(第21条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。)は、規則で定めるところにより、設ける。

(投票管理者及び投票立会人)

第17条 市長は、規則で定めるところにより、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

(投票資格者名簿の登録と投票)

第18条 投票資格者名簿(第15条第3項の規定により選挙人名簿をもって投票資格者名簿に代えた場合にあっては、当該選挙人名簿を含む。以下同じ。)に登録されていない者は、

投票をすることができない。

- 2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第19条 住民投票の当日(第21条第1項に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票の当日)、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第20条 住民投票の投票は、付議事項ごとに、1人1票に限る。

- 2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、住民投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

- 3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、付議事項に賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで の記号を自書し、付議事項に反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

- 4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

(期日前投票等)

第21条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

- 3 前条第3項及び第26条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

- 4 前条第3項及び第26条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

(投票の秘密の保持)

第22条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(開票区及び開票所)

第23条 開票区は、区の区域による。

- 2 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

- 3 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票管理者及び開票立会人)

第24条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

(投票の効力)

第25条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条第2号の規定にかかわらず、投票用紙に印刷された反対の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は賛成の投票として、投票用紙に印刷された賛成の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とするほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第26条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) の記号以外の事項を記載したもの

(3) の記号を自書しないもの

(4) 賛成の文字を囲んだ の記号及び反対の文字を囲んだ の記号をともに記載したもの

(5) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで の記号を記載したかを確認し難いもの

(投票の結果)

第27条 市長は、投票の結果が判明したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びにこれらの投票の数を代表者又は議会の議長に通知するとともに、告示しなければならない。

(結果の尊重)

第28条 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

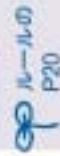
1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成21年3月31日規則第22号で平成21年4月1日から施行)

(必要な措置)

2 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例に関連する法制度の動向、この条例による住民投票の実施状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。

市内推進 運用方法



身近なところでの課題解決

身近な課題を身近なところで課題解決を図る区役所の取組は重要です。区役所は川崎市自治基本条例で「地域の課題を解決するための市民の参加と協働の拠点」と位置づけられており、区によっては市民から企画を受け取る提案制度等の先進的な協働の事例もあります。

協働型事業を推進するために

- 協働推進窓口により、市民活動団体及び行政内部からの相談対応や協働に関する啓発・周知、市内調整等を行います。
- 協働推進窓口により市の取組をホームページで公開します。
- 第三者的な委員会により協働型事業の推進指針全般を検証します。
- 協働型事業の浸透や社会情勢に応じたルールの見直しをします。
- 中間支援組織の協力を得て市民活動団体の視点での協働の推進を図ります。

※協働推進窓口は、平成20年4月から「市民・子ども市民生活協市民協働推進課」に設置しています。

7ポイント

川崎市協働型事業のルールを活用する上で、ポイントになる部分をいくつか紹介します。詳しくは「川崎市協働型事業のルール」冊子や「協働型事業の事例集」をご覧ください。市ホームページにも掲載していますので、こちらもご覧下さい。<下記【問合せ】参照>

「市民活動団体」とは？

川崎市市民活動支援指針で定義されている市民活動ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、世利を目的としない活動を行う団体のことです。これに該当すればNPO法人だけでなく任意のボランティアグループや町内会も入ります。

協働は手段です

協働は課題解決の手段の一つであって、目的ではありません。協働のために事業を実施するというものはいくらもありません。

協働は経費削減の手法？

事業によっては、市民活動団体に委託した方が企業が委託した場合より経費がかからないことがあってもいいかもしれません。しかし、これは副次的効果として現れるもので、本来の協働型事業の効果とは言えません。協働型事業は、行政のみ又は、市民活動団体のみで実施するよりも、協働の手法を導入した方が、より効果の高い事業となることが前提となります。したがって、行政が当初から経費削減を主な理由として協働型で事業実施することは適当ではありません。

【問合せ】 市民協働推進課のルール冊子についてご質問の方はこちらにご連絡ください。

市民・子ども市民生活協 市民協働推進課

〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2296 / ファックス 044-200-3912

電子メール 25simin@city.kawasaki.jp

ホームページアドレス: <http://www.city.kawasaki.jp/25/25tiiki/home/kyoudou/>



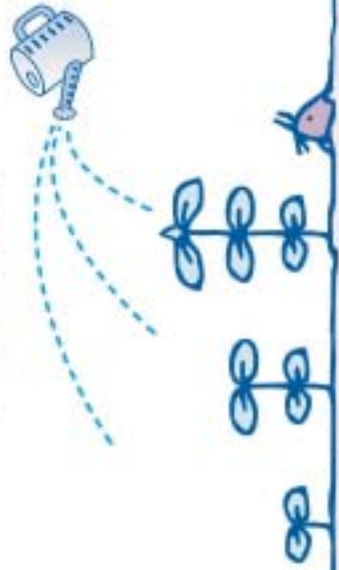
(平成21年6月版)

川崎市協働型事業のルール

<基本的な考え方と手順>

～市民活動団体と行政とのより良い関係構築のために～

(概要版)



市民活動団体と行政が協働で行う事業のことを川崎市では「協働型事業」と呼んでいます。この協働型事業についての基本的な考え方や、企画・実施していくための標準的な手順を示すことで、双方が共通の認識のもと、協働の効果を発揮し、より高い事業成果を得られるようにすること。また、このような事業手法を普及させることを目的として、「川崎市協働型事業のルール」を策定しました。詳しくは中面をご覧ください。

川崎市



ルール P1 ~ P3

ルールの利用者

市民活動団体と行政の両者です。両者で協働型事業を実施する際に利用するものです。

ルールという名称はありまじかー

このルールは、いわゆる規則として当事者それぞれの行動を拘束するものではありません。事業を実施する際の基本方針・基本原則と見え、『お互いが守る内容として尊重するもの』として利用するものです。

ルールで何が変るの？

- 協働型事業について共通の認識で事業を実施することが出来ます。
- 市民活動団体と行政との関係性の整理が図れます。(よりよい関係へ！)
- ルールにより既存事業の見直しを図ることで協働型事業が増えます。
- 既に行っている協働型事業の手続き等が図れます。
- 市民からの企画提案による協働型事業が増えます(既に実施されている区等があります。)

いままぜ協働？ その背景

近年、社会経済環境の激化により地域における課題が複雑化、多様化してきています。そのような中、福祉、環境等さまざまな分野で課題に気付いた市民活動団体が、課題解決のために活躍しています。市民活動団体は、独自の活動を展開していますが、行政との協働事例も数多く見られるようになってきました。これは、市民活動団体と行政との協働はなくては対成が難しい課題が増えつつあるという状況もあつた。今後、さまざまな市民ニーズに沿った質の高いサービスを実現する手法の一つとして、協働での取組の推進が重要と捉えられてきています。

ルール原則など基本的考え方

ルール P4 ~ P14

1. 目的の共有

課題を明確化し、課題解決のためどうするかを双方で話し合い、協働型事業に対する共通の認識を持ち、事業目的を共有します。併せて事業実施で達成する目標はなにかを？の問いかけを行い、明確にします。

2. 利害の調整

お互いに自立した存在であることを前提に、事業実施段階から対等に意見交換できることが重要です。契約書等で制度化する場合は一方の不利にならないよう話し合い、事業実施における対等な関係を確保します。

3. 相互理解

お互いの異なる特性を理解・尊重し、活用し合えることが大切です。また、事業実施段階で考えの違いが生じた場合には十分な協議を行なうことで相互理解を深める努力が必要で。

4. 役割分担と責任範囲の明確化

事業を進めるにあたり、それぞれの特性が発揮できる形で役割を担うことを明確にして文書化します。事業途中で発生した問題は、その役割調整できるような取り決めをしておきます。

5. 公開性・透明性

協働型事業は行政の会の資源を使用することから、公開性・透明性が要求されます。相手団体の選定方法、事業における役割の役割、資金の流れ、進捗状況等の情報を公開します。

6. 成果の振り返り(評価・検証)

事業実施過程ではお互いに情報共有しながら実施方法を調整します。終了後は目的・目標の達成や成果、協働の進め方について双方で振り返り、改善点や課題を整理します。

まさ協働とは？

異なる特性を持つ主体同士が共通の目標に向かい、それぞれ役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することです。

協働型事業を進める上での6つの原則

市民活動団体と行政とが協働で事業を実施！

そして協働型事業

市民活動団体と行政それぞれが協働で実施するよりも協働で行なうことにより一層の価値を生み出す公益的な事業のことをいいます。

協働で事業を行う時はお互いの特性の理解が必要で

- 市民活動団体の主な特性
多様性、先駆性、自立性、専門性、地域性
- 行政の主な特性
公平性、平等性、安定性、専門性、権力性

協働型事業の効果

- 市民...ニーズにマッチしたサービスの選択肢が増えます。
- 市民活動団体...団体が掲げる社会的使命をより効果的に実現できます。
- 行政...多様化するニーズへの対応が可能になります。

ここではわかりやすく説明しますが、**ルール**という名称についてこのルールは市民活動団体と行政とが協働で事業を行なう際の基本知識を定めます。このルールがあるというわけではありません。いくつかの原則や進め方など、可能な手法で工夫しながら、新しく協働型で取り組む事業や様々な民間事業者がよりよい形で民間・協働で進めることができます。

具体的なすすめ方

ルール P15 ~ P19

協働型事業の始め方

- 市民活動団体
行政(局、区)に働きかけて実施
市民活動団体自身が持つ課題意識などを背景に地域課題の解決のために行政に協働を働きかけ、それを受け行政が既存事業を協働型へ転換したり、新たな協働型事業として実施します。
- 行政(局、区)
市民活動団体に働きかけて実施
行政目らが協働型事業の実施を必要としたときに、既存事業を協働型へ転換したり、行政の構想に沿った形で市民活動団体から企画提案を受け取ります。

90-20-70

- 企画を思いついたら...
- 提案制度を利用
 - 事業目にある行政からの相手団体公募
 - 事業所管部署に相談
 - 協働性を認める窓口
 - 相談(裏面参照)

市民活動団体から企画を公募し、選考された企画を市民活動団体に委託して実施するものです。市民活動団体のノウハウや発想を活かす協働型事業に進んでいます。課題を限定せずに自由発想で企画を募集する場合、行政が設定した課題に基づき企画を募集いたします。

協働型事業の実施

- 双方が6つの原則を踏まえて事業を実施
- *事業形態
委託、共催、事業協力、補助・助成

協働の振り返り(評価・検証)

- 振り返りの視点
・事業の成果
・協働の手法の視点



協働型事業とは？ 地域課題解決のための事業として、市民活動団体から企画を公募し、選考された企画を市民活動団体に委託して実施するものです。市民活動団体のノウハウや発想を活かす協働型事業に進んでいます。課題を限定せずに自由発想で企画を募集する場合、行政が設定した課題に基づき企画を募集いたします。